



## 令和5年(速報)及び令和6年(1月末)の労働災害発生状況について

号別	業種別	秋田労働局(県内)				秋田署管内(年)					秋田署管内								
		年別				年合計(令和5年は速報値)					前年増減		令和5年		令和6年		前年増減		
		災害別				令和4年		令和5年		令和4年		令和5年		1月		1月			
		死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率		
	全業種合計	14	3,117	13	1,665	4	1,022	5	663	-359	-35.1%	53	29	-24	-45.3%				
	うち新型コロナを除く	14	1,155	13	1,136	4	412	5	445	33	8.0%	18	25	7	38.9%				
	うち新型コロナによる		1,962		529		610		218	-392	-64.3%	35	4	-31	-88.6%				
1	製造業	2	321		222		82		67	-15	-18.3%	3	4	1	33.3%				
2	鉱業 (鉱安法適用を除く)				4														
3	建設業	8	304	4	219	3	78	1	69	-9	-11.5%	1	2	1	100.0%				
	土木工事業	3	119	2	69	1	21		20	-1	-4.8%	1		-1	-100.0%				
	建築工事業	3	117	2	121	1	29	1	36	7	24.1%		2	2	-				
	鉄骨・鉄筋家屋建築		12	1	16		2		2	0	0.0%		1	1	-				
	木造家屋建築	3	78		69	1	17		17	0	0.0%								
	その他の建設業	2	68		29	1	28		13	-15	-53.6%								
4	運輸交通業		132	2	103		51	1	51	0	0.0%	3	3	0	0.0%				
5	貨物取扱業		2				1			-1	-100.0%								
6-2	林業	2	32	1	23		2		3	1	50.0%								
8	商業	1	256	1	202	1	106	1	95	-11	-10.4%	4	4	0	0.0%				
13	保健衛生業		1,801	1	684		557	1	280	-277	-49.7%	40	12	-28	-70.0%				
14	接客娯楽業		63	1	47		32		23	-9	-28.1%	1		-1	-100.0%				
15	清掃・と畜業	1	35	1	58		19		35	16	84.2%		1	1	-				
	上記以外の事業		171	2	103		94	1	40	-54	-57.4%	1	3	2	200.0%				

令和5年の秋田署管内の建設業の災害は69件(速報値)となり、前年を9件下回りました。

また、新型コロナウイルス感染症へのり患を除いた災害は69件で、前年の55件から14件増加しました。

14次防では、新型コロナウイルス感染症へのり患を除いた死傷者数を令和4年(55件)と比較して令和9年までに減少させることを目標としています。死亡災害の撲滅及び労働災害の減少に向け、引き続き安全衛生の推進をお願いします。

#### ■4月から一側足場の使用範囲が明確化されます。

令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所(※)において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用するようお願いいたします。つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、本足場を使用しなくても差し支えありません。

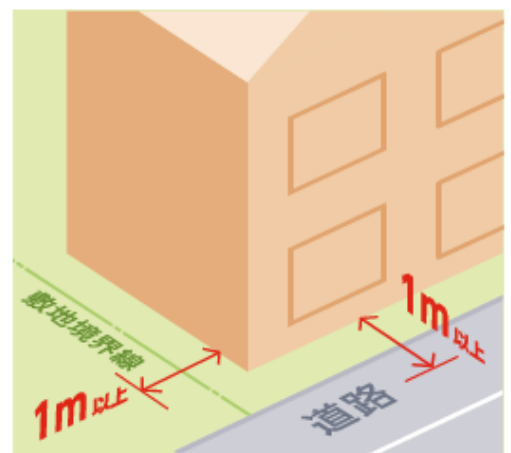
※ 足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物用の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

#### ●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

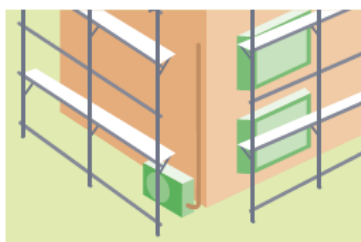
なお、足場の使用に当たっては、可能な限り、「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」に該当する場合やその他改正点については裏面をご覧ください。

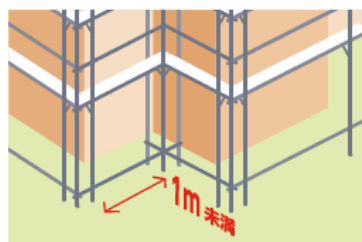


## ●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

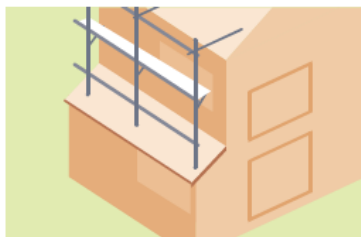
- ・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



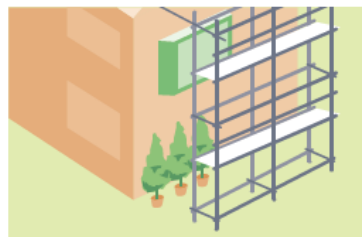
- ・建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



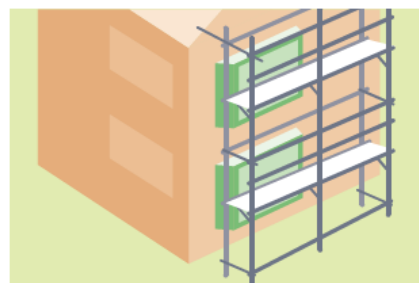
- ・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔\*が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



\*足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

### <留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

## ■令和5年10月から足場の点検には点検者の指名と点検者の氏名の記録・保存が必要となりました。

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

## ●指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

## ●点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

## ●点検者の氏名の記録・保存

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。